3歳児から5歳児までの認可外保育施設等を利用する子どもたちの

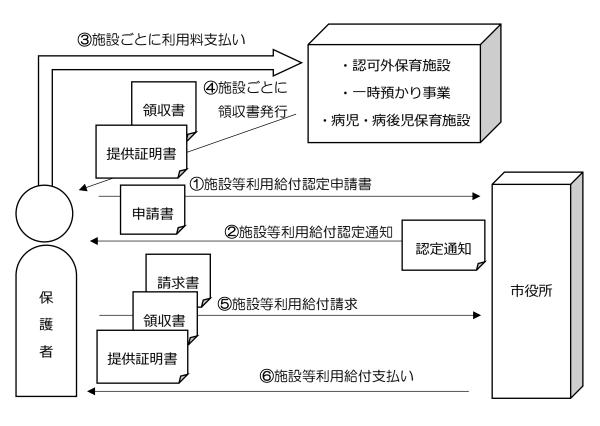
利用料が無償化されます。

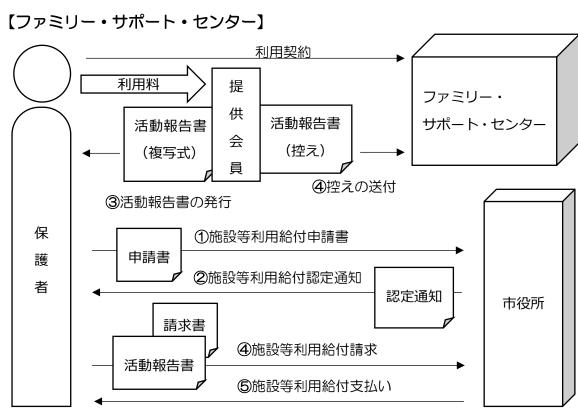
※O歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象です。

- <u>無償化の対象となるためには、君津市から「保育の必</u> 要性の認定」を受ける必要があります。
 - (注1) 認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
 - (注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。
 - (注3) 君津市外に住民票のある方は、お住まいの市区町村から認定を受ける必要があります。
 - (注4) <u>期間を遡って認定はできません</u>ので、<u>事前に認定の申請をしていただく</u>ことになります。
- 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業が対象です
 - (注)認可外保育施設とは、都道府県に届出をした一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等を指します。
- 3歳児から5歳児までの子どもたちは<u>月37,000円まで</u>、0歳から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは<u>月42,000円まで</u>を上限に利用料が無償化の対象となります。
 - (注) 所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、 君津市に申請することが必要です

基本的な手続きのイメージ

【認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育施設】





給付申請期間

	利用月	給付申請受付期間	振込日(予定)
第1期	4月~ 6月	7月1日~ 7月末日	8月下旬
第2期	7月~ 9月	10月1日~10月末日	11月下旬
第3期	10月~12月	1月上旬~ 1月末日	2月下旬
第4期	1月~ 3月	4月1日~ 4月中旬	5月中旬

※保育の必要性の認定を受けていない場合、君津市に申請が必要です。

※請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、下記連絡先まで ご確認ください。

【認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育施設】

※通園送迎費、給食の食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。ご注意ください。

【ファミリー・サポート・センター】

※無償化の対象は「預かり」・「預かり」と併せて利用される「送迎」です。<u>「送迎」のみ・「保護者同伴の活動」は対象外となります。</u>ご注意ください。

【問い合わせ先】

君津市保育課(保育の必要性の認定、施設等利用給付の請求に関すること)

TEL: 56-1184

君津市こども家庭センター(ファミリー・サポート・センターに関すること)

TEL: 56-1616